

○川根本町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

平成24年10月 1 日

告示第137号

(趣旨)

第1条 この告示は、川根本町における空き家等の有効活用を通じて、定住促進による地域の活性化を図るため、川根本町空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する居住を目的として建築された建物で、現に居住の用に供されていないもの、又はその見込みがあるもの及び当該建物の敷地となる土地をいう。
- (2) 宅地 町内に存する登記記録上の宅地のうち、居住を目的とした建物が存しない土地をいう。ただし、建物登記が残存している宅地、著しく管理不全な状態の宅地、面積狭小や不定形等により住宅建築に適さない宅地、道路法上の道路に接していない宅地は除くものとする。
- (3) 所有者等 空き家及び宅地等（以下「空き家等」という。）に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家等の売買、賃貸等を希望する当該空き家等の所有者等から提供された情報を登録し、町内への移住・定住等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して紹介するシステムをいう。

(協定の締結)

第3条 町長は、空き家バンクの運営に当たり、宅地建物取引業者との間に次

に掲げる事項に関する協定を締結することができる。

- (1) 空き家等の存在状況の把握及び情報提供に関すること。
- (2) 空き家バンクにおける物件の登録、変更及び抹消等の作業に関すること。
- (3) 空き家等の取引に係る交渉、代理及び媒介等に関すること。

2 前項の宅地建物取引業者とは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

（登録申込み等）

第4条 空き家等の空き家バンクへの登録申込みをしようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び空き家情報登録票（様式第2号。以下「登録票」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の登録申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、「空き家バンク」登録台帳（様式第3号）に空き家等を登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものについては、当該空き家等の所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧奨することができる。

（登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の登録完了書の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録事項変更届出書（様式第5号）に当該登録事項の変更内容を記載した登録票を添付して町長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第6条 物件登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録取消願書（様式第6号）を提出しなければならない。

ない。

- (1) 空き家等にかかる所有権その他の権利に異動があった場合
- (2) 売買、賃貸等の意思を喪失したとき。
- (3) その他空き家バンクに登録されていることが不適當である状況が生じたとき。

2 町長は、前項の届出があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すとともに、空き家情報登録制度「空き家バンク」取消通知書（様式第7号）により物件登録者に通知するものとする。

- (1) 登録から2年を経過したとき。
- (2) その他空き家バンクに登録されていることが不適當であると町長が認めたとき。

3 物件登録者は、前項第1号の規定により空き家バンクの登録を取り消された空き家等について、再度登録申込みができるものとする。

（情報提供）

第7条 町長は、必要に応じて、空き家バンクに登録された情報を空き家等を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）に提供するものとする。

（空き家等利用の要件）

第8条 利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家等に定住し、又は二地域居住により滞在して、経済、教育及び文化・芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者であること。
- (2) 空き家等に定住し、又は二地域居住により滞在して、自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。
- (3) 空き家等を活用し、従業員等の住居を確保しようとする企業及び団体等であること。
- (4) 契約成立後1年以内に当該空き家等の利活用を始める見込みのある者
- (5) その他町長が適當と認めた者であること。

(空き家等利用の申込み及び通知)

第9条 利用希望者は、空き家等の利用を申し込もうとするときは、空き家情報登録制度「空き家バンク」利用登録申込書(様式第8号)及び誓約書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、物件登録者又は第3条の規定により協定を締結した宅地建物取引業者(以下「媒介者」という。)にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた物件登録者又は媒介者は、遅滞なく利用希望者に空き家等の情報を提供するとともに、町長に該当情報の内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 町長は、物件登録者と利用希望者との間の空き家等に関する交渉及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、物件登録者は、媒介者に対して契約交渉等の媒介を依頼することができる。

(暴力団員等の排除)

第11条 川根本町暴力団排除条例(平成24年川根本町条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等と密接な関係を有するもの(以下「暴力団密接関係者」という。)は、空き家バンクを利用することはできない。

2 町長は、空き家バンク登録者及び利用登録者が暴力団員等及び暴力団密接関係者であることを知ったときは、その登録を削除するものとする。

(適用上の注意)

第12条 この告示は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、空き家バンクの設置に関し必要な事項

は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 4 日告示第 1 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第31号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 2 日告示第34号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日告示第69号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日告示第13号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。